

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	江別市

江別市鳥獣被害防止計画 (案)

<連絡先>

担当部署名 江別市経済部農業振興課
所在地 江別市高砂町 6 番地
電話番号 011-381-1025
F A X 番号 011-381-1072
メールアドレス nogyo@city.ebetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	北海道江別市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成26年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
アライグマ	スイートコーン	12.20ha	2,201千円
	小計	12.20ha	2,201千円
エゾシカ	スイートコーン	3.00ha	1,750千円
	ブロッコリー	1.00ha	500千円
	玉葱	0.20ha	50千円
	小麦	3.00ha	10千円
	人参	0.90ha	50千円
	水稻	11.40ha	122千円
	馬鈴薯	0.10ha	20千円
小計	19.60ha	2,502千円	
キツネ	スイートコーン	9.75ha	481千円
	ビート	1.00ha	100千円
	小計	10.75ha	581千円
鳥類	いちご	0.01ha	5千円
	スイートコーン	2.10ha	510千円
	水稻	5.10ha	46千円
	小計	7.21ha	561千円
合計		49.76ha	5,845千円

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
アライグマ	被害は野幌・上江別地区などで拡大しており、平成24年度と比較して、被害面積で9.9ha、被害金額で1,660千円増加している。被害はスイートコーンに集中している。
エゾシカ	被害は野幌地区などで拡大しており、平成24年度と比較して、被害面積で9.8ha、被害金額で1,300千円増加している。特にスイートコーンや水稻の被害が大きい。
キツネ	被害は上江別地区などで拡大しており、平成24年度と比較して、被害面積で9.5ha増加している。特にスイートコーンの被害が大きい。

鳥類	被害は元野幌地区などで拡大しており、平成24年度と比較して、被害面積で6.3ha、被害金額で508千円増加している。特にスイートコーンや水稻の被害が大きい。
----	--

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成26年度)		目標値 (平成30年度) 現状値の30%軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
アライグマ	12.20ha	2,201千円	8.50ha	1,540千円
エゾシカ	19.60ha	2,502千円	13.70ha	1,750千円
キツネ	10.75ha	581千円	7.50ha	400千円
鳥 類	7.21ha	561千円	5.00ha	390千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【アライグマ】 ・各地区の保全会が、国の「多面的機能支払交付金」を活用し捕獲事業を実施。 ・鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会江別支部の会員及び農業者から任命。(平成27年4月現在で猟友会37名、農業者5名) ・保全会の無い地区を対象として、道央農業協同組合と江別市が箱ワナの貸出、処分費用の助成、処分機の貸出を実施。(平成26年度に箱わな10基、CO2殺処分機一式を導入)	・農繁期における捕獲や処分施設への搬入などが農業者にとって負担。 ・担い手の不足。
	【エゾシカ】 ・鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会江別支部の会員及び農業者から任命。(平成27年4月現在で猟友会37名、農業者5名) ・実施隊によるくくりわなの設置。(平成26年度にくくりわな30基を導入)	・市内では銃による駆除が困難。 ・くくりわな捕獲の技術不足、担い手不足、見回りの負担等。 ・侵入ルートが明確でない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩振興局による「狩猟免許出前教室」の開催。 	
	<p>【キツネ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会江別支部の会員及び農業者から任命。（平成27年4月現在で猟友会37名、農業者5名） ・年間を通じた実施隊による有害鳥獣駆除の推進。（夏季：カラス、冬季：キツネ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を含め、北海道猟友会江別支部の負担が大きい。 ・猟友会員の減少から担い手の育成が必要。 ・銃器では捕獲できない市街地周辺での駆除が困難。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区の保全会において、国の「多面的機能支払交付金」を活用し防護柵を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵は広範囲に渡る設置が必要。 ・防護柵に隣接する道路等の安全対策。

(5) 今後の取組方針

<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の保全会による「多面的機能支払交付金」を活用した取り組みを推進し、保全会組織の無い農業者に対しては、道央農業協同組合と江別市が箱ワナの貸出と処分費用の助成等を継続する。また、一般市民に対しては江別市が箱ワナの貸出をする。 ・捕獲及び処分方法について講習等を行い、捕獲従事者を増やす。 ・被害を軽減させるため、農業者に侵入防止柵設置などの自己防衛を促す。 ・アライグマのすみかとなるような農地や、空き家などの適正管理について、市民に普及啓発を図る。
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。 ・農地におけるくくりわな捕獲を進めるほか、市街地の出没対策を継続する。 ・狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。 ・被害を軽減させるため、農業者に侵入防止柵設置などの自己防衛を促す。
<p>【キツネ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。 ・被害を軽減させるため、農業者に対し侵入防止柵設置などの自己防衛を促す。 ・キツネ、鳥類を誘因する生ごみ等の適正管理について、市民へ普及啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。 ・関係機関・団体に構成する江別市鳥獣被害防止対策協議会による情報交換・連携により、効果的な捕獲の検討等を行う。 <p>【アライグマ、エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会江別支部、各地区保全会、農協・市等の連携体制。 <p>【キツネ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会江別支部、農協・市等の連携体制。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成28年 ～ 平成30年	エゾシカ	農業者の狩猟免許（わな猟）取得を促進するとともに、くくりわなによる捕獲技術の確立に重点を置く。また、センサーカメラによる移動経路の特定などにより、捕獲率を上げる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
アライグマ	外来生物法の対象であることから、計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
エゾシカ	くくりわな及び一斉捕獲活動による一定程度の捕獲数を設定する。
キツネ、鳥類	過去の捕獲実績に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アライグマ	可能な限り捕獲		
エゾシカ	5	5	5
キツネ	60	60	60
鳥 類	400	400	400

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は江別市一円とし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。 捕獲の実施予定時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
エゾシカ	被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い、侵入防止柵の効果について調査・研究する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
無し		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
江別警察署	対象鳥獣出没時における人身事故の防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等
江別市	対象鳥獣出没時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他住民への注意喚起の実施等

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		江別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称・役割	北海道猟友会江別支部	被害状況の情報提供等、鳥獣被害対策の実施および協力等
	道央農業協同組合江別営農センター	被害状況の情報提供等、鳥獣被害対策の実施等
	江別市	協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務、鳥獣被害対策の実施等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
酪農学園大学	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、調査の協力等
江別警察署	交通事故対応等
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、被害状況の情報収集及び提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

江別市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年3月18日制定）により平成26年4月設置。隊員は北海道猟友会江別支部会員のうち37名と農業者5名で構成。（平成27年4月現在）被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、鳥獣被害防止対策に関することを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町村等との情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設又は焼却等の処分を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

江別市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための合意形成を図り、関係機関が連携して鳥獣被害防止に努めることとする。

江別市鳥獣被害連絡体制

